平成２４年（フ）第２１３号
茨城県古河市尾崎2805番地52
債務者　飯田真奈美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１６号
茨城県猿島郡境町大字塚崎1525番地１
債務者　長谷川和明
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１８号
茨城県下妻市福田2175番地２　ローズナミキ２号棟203号室
債務者　深谷ひとみ（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４９７号
神奈川県伊勢原市板戸481番地の10　板戸ハイツ204号、前住所神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目６番18号　竹園荘７号
債務者　二宮　　崇
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５１１号
神奈川県小田原市多古750番地の２　リバーサイド205号
債務者　田村　秀子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２１号
神奈川県南足柄市狩野42番地１　エナジーⅠ105
債務者　浦井　春野
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５３３号
神奈川県平塚市横内3130番地　県営横内アパート22―205
債務者　松尾久美子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４４４号
名古屋市南区弥生町153番地　第３田中ビル202号、従前の住所愛知県みよし市三好町中鯰ヶ池84番地２
債務者　Ｓ―ＣＲＥＷこと　小粥　公一
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４５号
名古屋市南区弥生町153番地　第３田中ビル202号、従前の住所愛知県みよし市三好町中鯰ヶ池84番地２
債務者　小粥　裕美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８８号
名古屋市中川区昭明町２丁目49番地の３　松葉第一マンション205号、従前の住所名古屋市中川区昭明町３丁目34番地の１
債務者　安藤　志保
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５６３号
名古屋市西区又穂町１丁目17番地の２、従前の住所愛知県小牧市大字岩崎1500番地
債務者　三浦　雄二
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６６６号
愛知県清須市朝日弥生152番地　弥生ハイツ203
債務者　中村　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８９号
愛知県丹羽郡大口町垣田８番地　県営大口住宅５棟201号
債務者　船尾　イツ
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２５０号
滋賀県湖南市水戸町17番地２　プレジール甲西Ａ105号、前住所京都府向日市上植野町樋爪６番地の49
債務者　篠﨑　能成
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８９号
滋賀県草津市草津町1645番地74、前住所滋賀県草津市大路２丁目９番20―607号
債務者　プリンスローズこと　塩入　隆志
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２８号
滋賀県湖南市サイドタウン２丁目12番32―101号
債務者　杉原　豊伸
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大津地方裁判所民事部